

行政手続条例適用

不利益処分の処分基準

処 分 名		風景づくり協定の認定の取り消し		
根拠例規及び条項		多治見市美しい風景づくり条例(平成13年条例第10号)第11条第5項		
所 管 部 課 名		都市計画部 都市政策課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	・多治見市美しい風景づくり条例第10条 ・多治見市美しい風景づくり条例施行規則(平成13年規則第50号)第7条、10条		
	基 準	美しい風景づくり条例第11条第5項の規定に該当するとき。		
	設定年月日	平成13年4月1日	最終変更年月日	平成21年7月1日
備 考				